

様式第二の二

揮発性有機化合物排出施設設置(使用、変更)届出書

年 月 日

都道府県知事
殿
市長

該当するものを○で囲んで下さい
(既設施設の届出の場合は使用届)

氏名又は名称及び住所並びに
届出者 法人にあつてはその代表者の 印
氏名

大気汚染防止法第17条の4第1項(第17条の5第1項)第17条の6第1項の規定により、揮発性有機化合物排出施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	A印刷株式会社 千代田工場	※整理番号	別紙の別表1-2の 項番号及び種類を記載	
工場又は事業場の所在地	千代田区 霞が関1-2	※受入年月日	年	月 日
揮発性有機化合物排出施設の種類	6項 印刷の用に供する乾燥施設 (オフセット輪 転印刷に係るものに限る。)	※施設番号		
揮発性有機化合物排出施設の 構造及び使用の方法	別紙1のとおり。	※審査結果		
揮発性有機化合物の処理の方法	別紙2のとおり。	※備考		

備考

- 揮発性有機化合物排出施設の種類欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の2に掲げる項番号及び名称を記載すること。
- ※印の欄には、記載しないこと。
- 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。
- 排出ガスを処理施設において処理していない場合には、別紙2の届出は必要ない。

(注)記入内容及び概要図は、架空に設定しております。
事実と異なる部分については、予めご了承ください。

揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法

工場又は事業場における施設番号		オフセット輪転印刷機 1号乾燥装置	オフセット輪転印刷機 2号乾燥装置
名称及び型式		オフリン用脱臭ドライヤー A B 1 0	オフリン用ドライヤー M C O S 5
設置年月日		平成〇年 〇月 〇日	平成〇年 〇月 〇日
着手予定年月日		年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日
規 模	送風機の送風能力 (m ³ /h)	43,800 m ³ /h	66,000 m ³ /h
	排風機の排風能力 (m ³ /h)	8,100 m ³ /h	10,200 m ³ /h
	揮発性有機化合物が空気に接する面の面積 (m ²)		
	容 量 (k l)		
1日の使用時間及び月使用日数等		8時～ 24時 16時間/日 25日/月	8時～ 24時 16時間/日 25日/月
排出ガス量 (Nm ³ /h)		4,200 Nm ³ /h	5,100 Nm ³ /h
使用する主な揮発性有機化合物の種類		ケロシン類	軽油成分
揮発性有機化合物濃度 (容量比 ppm (C1炭素換算))		200 ppmC	200 ppmC
参考事項		2号乾燥装置は大豆油インク用	

施設の種類に応じて
必要となる事項を記載

備考

- 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の2の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。
- 3 揮発性有機化合物排出施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。
- 4 排出ガス量は、湿りガスであつて、最大のものを記載すること。
- 5 揮発性有機化合物排出施設が貯蔵タンクである場合には、排出ガス量の欄には記載しないこと。
- 6 揮発性有機化合物濃度は、湿りガス中の濃度とすること。
- 7 揮発性有機化合物濃度は、揮発性有機化合物の処理施設がある場合には、処理後の濃度とすること。
- 8 参考事項の欄には、揮発性有機化合物の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、揮発性有機化合物の排出の抑制のために採っている方法（排出ガスを処理施設において処理しているものを除く。）等を記載すること。

(注)記入内容及び概要図は、架空に設定しております。

事実と異なる部分については、予めご了承ください。

揮発性有機化合物の処理の方法

揮発性有機化合物の処理施設の工場又は事業場における施設番号		1号脱臭装置	—
処理に係る揮発性有機化合物排出施設の工場又は事業場における施設番号		オフセット輪転印刷機 1号乾燥装置	—
揮発性有機化合物の処理施設の種類、名称及び型式		触媒酸化式脱臭装置 S B D 1 1 2	—
設 置 年 月 日		平成〇年 〇月 〇日	年 月 日
着 手 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
処 理 能 力	排 出 ガ ス 量 (Nm ³ /h)	4, 200 Nm ³ /h	—
	揮発性有機化合物濃度 (容量比 ppm (炭素換算))	処理前	5, 000 ppmC
		処理後	200 ppmC
	処 理 効 率 (%)	96.0%	—

備考

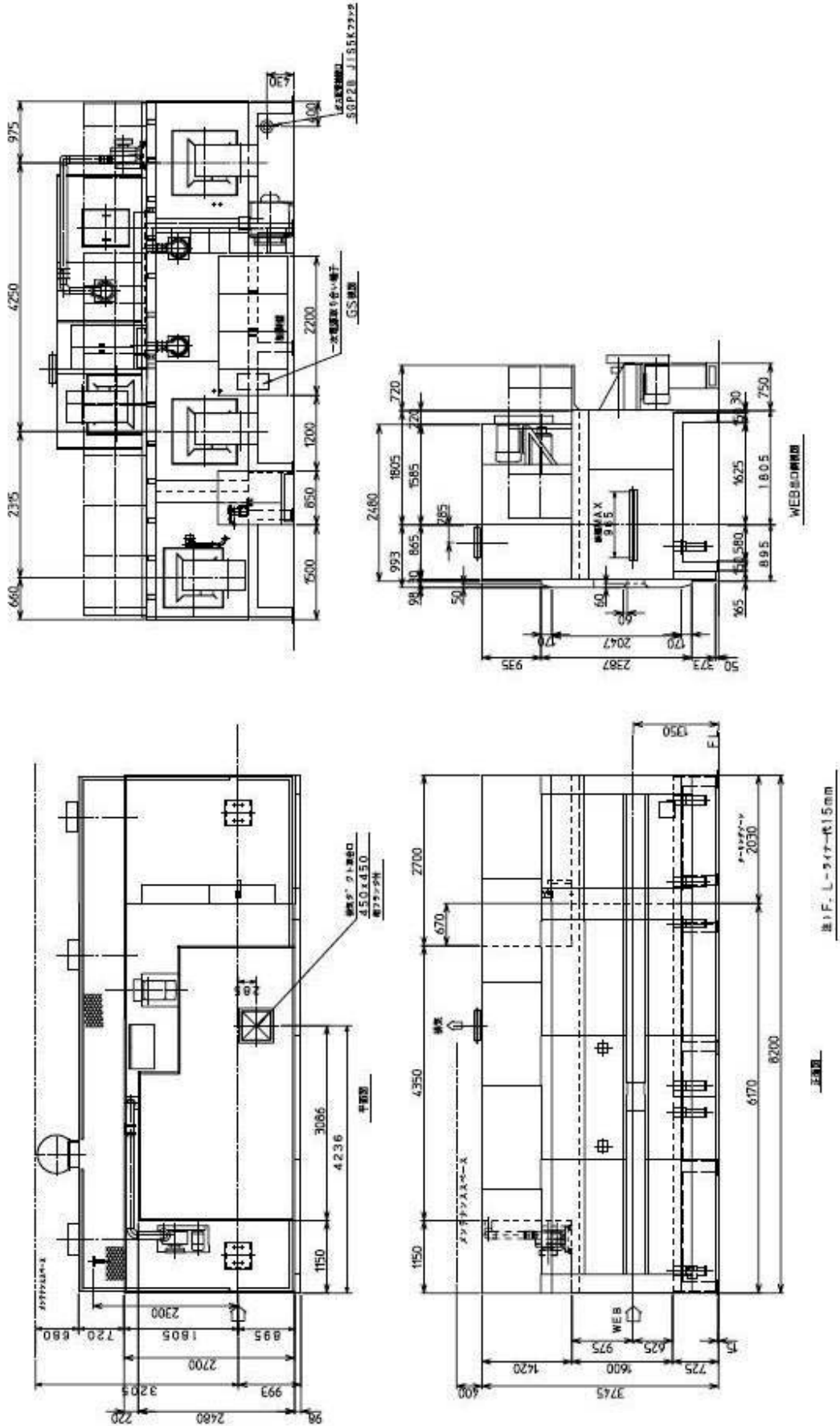
- 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 排出ガス量は、湿りガスであつて、最大のものを記載すること。
- 3 揮発性有機化合物濃度は、湿りガス中の濃度とすること。
- 4 揮発性有機化合物の処理施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

(注)記入内容及び概要図は、架空に設定しております。
事実と異なる部分については、予めご了承ください。

大気汚染防止法施行令別表第1の2 (第2条の3関係)

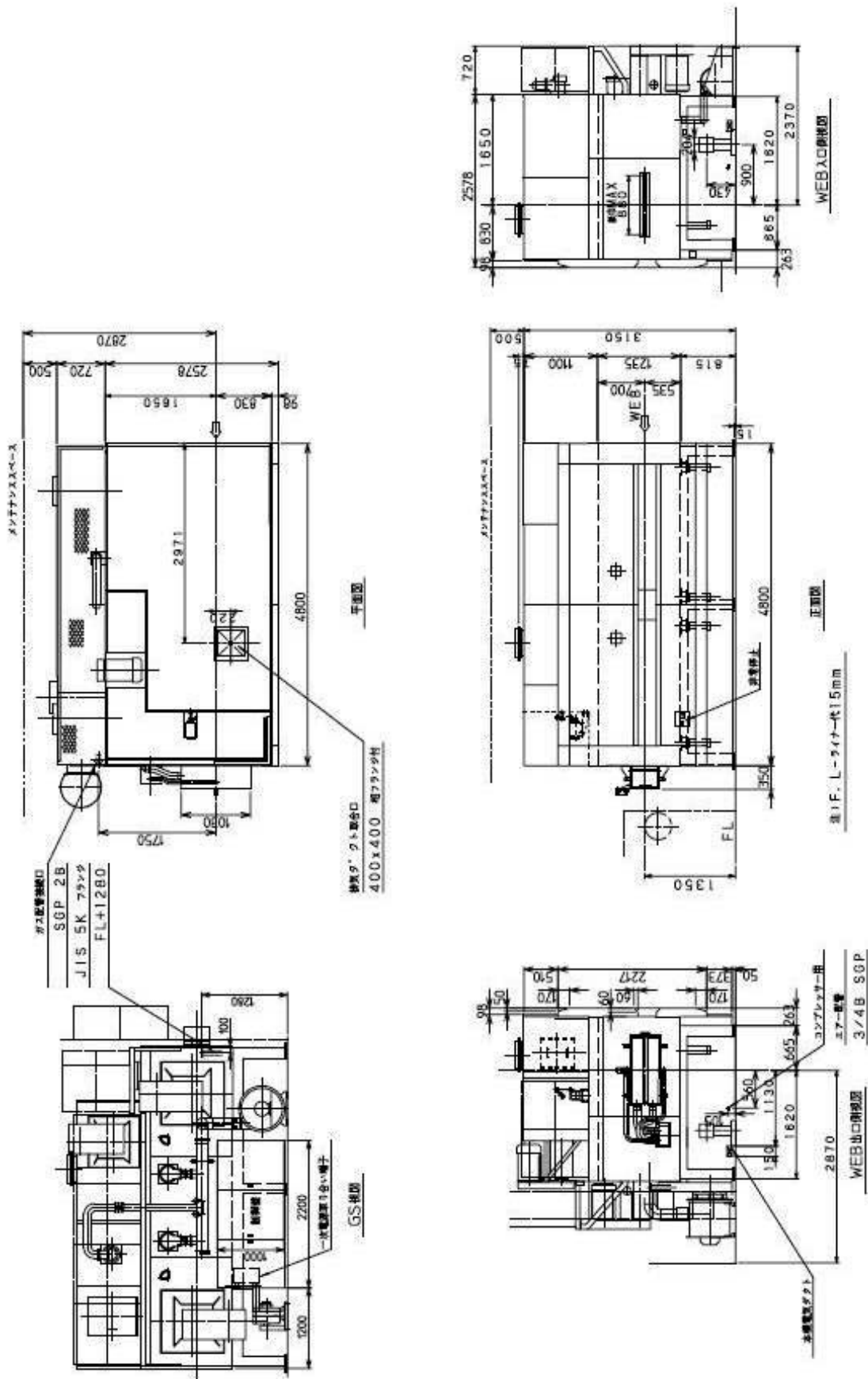
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設（揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。）	送風機の送風能力（送風機が設置されていない施設にあつては、排風機の排風能力。以下同じ。）が1時間当たり3,000立方メートル以上のもの
2	塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）	排風機の排風能力が1時間当たり100,000立方メートル以上のもの
3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力が1時間当たり10,000立方メートル以上のもの
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が1時間当たり5,000立方メートル以上のもの
5	接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	送風機の送風能力が1時間当たり15,000立方メートル以上のもの
6	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が1時間当たり7,000立方メートル以上のもの
7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が1時間当たり27,000立方メートル以上のもの
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設（当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。）	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が5平方メートル以上のもの
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	容量が1,000キロリットル以上のもの

■オフセット輪転印刷機2号乾燥装置（オフリン用ドライヤーMCOS5） 概要図



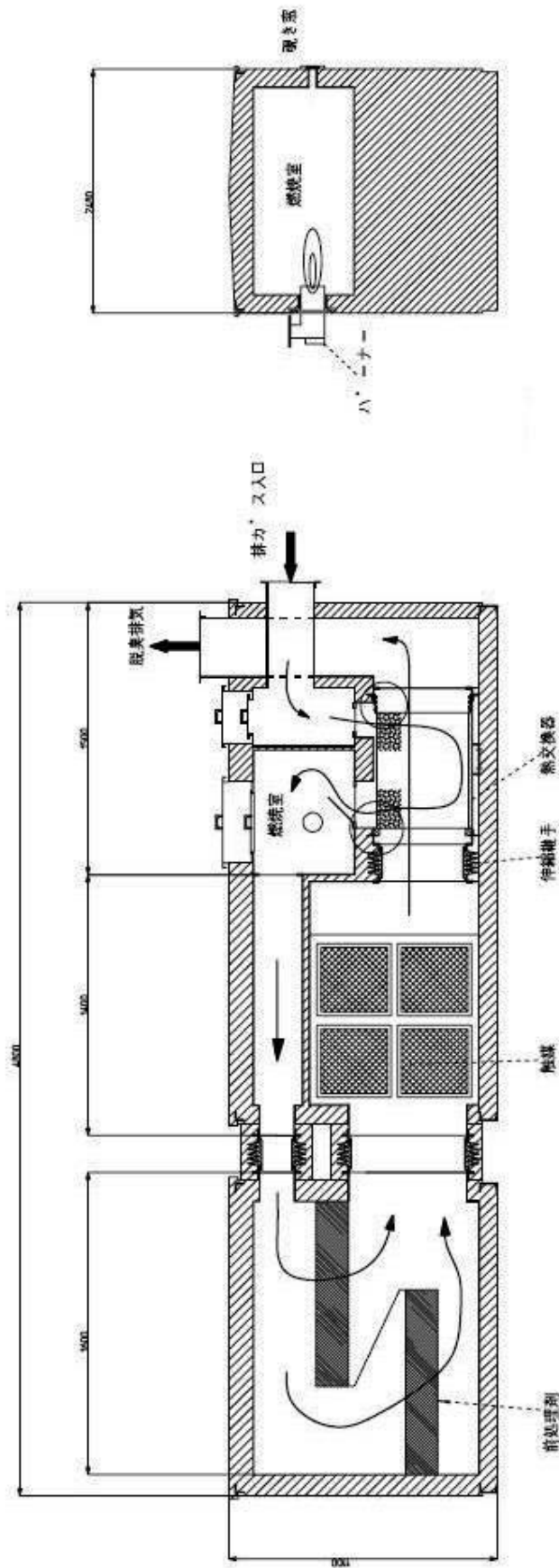
(注) 記入内容及び概要図は、架空に設定しております。
事実と異なる部分については、予めご了承ください。

■オフセット輪転印刷機 1号乾燥装置（オフリン用脱臭ドライヤーAB10） 概要図



(注) 記入内容及び概要図は、架空に設定しております。
事実と異なる部分については、予めご了承ください。

■ 1号脱臭装置（触媒酸化式脱臭装置 SBD112） 概要図



(注) 記入内容及び概要図は、架空に設定しております。
事実と異なる部分については、予めご了承ください。

V O C に関する届出先及び問い合わせ先一覧表

工場・事業場の所在地	届出先及び問い合わせ先
大気汚染防止法政令市	
横浜市	〒231-0017 横浜市中区港町 1-1 (045)671 - 3843(直通) 横浜市環境創造局環境保全部規制指導課
川崎市	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 (044)200 - 2526(直通) 川崎市環境局公害部環境対策課
横須賀市	〒238-8550 横須賀市小川町 11 (046)822 - 9662(直通) 横須賀市環境部環境管理課
平塚市	〒254-8686 平塚市浅間町 9- 1 (0463)23 - 1111(代表) 平塚市環境部環境保全課
藤沢市	〒251-8601 藤沢市朝日町 1-1 (0466)25 - 1111(代表) 藤沢市環境部環境保全課
相模原市	〒229-8611 相模原市中央 2-11-15 (042)769 - 8241(直通) 相模原市環境保全部環境保全課
神奈川県域	
鎌倉市、逗子市 三浦市、葉山町	〒238-0006 横須賀市日の出町 2-9-19 神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター環境部環境保全課 (046)823 - 0210 (代表)
厚木市、大和市 海老名市、座間市 綾瀬市、愛川町、清川村	〒243-0004 厚木市水引 2-3-1 神奈川県県央地域県政総合センター環境部環境保全課 (046)224 - 1111(代表)
茅ヶ崎市、秦野市 伊勢原市、寒川町 大磯町、二宮町	〒254-0073 平塚市西八幡 1-3-1 神奈川県湘南地域県政総合センター環境部環境保全課 (0463)22 - 2711(代表)
南足柄市、中井町 大井町、松田町 山北町、開成町	〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島 2489-2 神奈川県足柄上地域県政総合センター環境部環境課 (0465)83 - 5111(代表)
小田原市、箱根町 真鶴町、湯河原町	〒250-0042 小田原市荻窪 350-1 神奈川県西湘地域県政総合センター環境部環境保全課 (0465)32 - 8000(代表)
(津久井町・相模湖町* ¹) 城山町、藤野町	〒220-0207 津久井郡津久井町中野 937-2 神奈川県津久井地域県政総合センター環境部環境課 * 3月20日より「県北地域県政総合センター」に改称 (042)784 - 1111(代表)

* 1 3月20日に津久井町・相模湖町が相模原市に合併されることに伴い、現在両町にある工場・事業場にあっては届出先は相模原市になります。

その他問い合わせ先：神奈川県環境農政部大気水質課大気指導班（電話 045-210-4111）

VOCよくある質問集 Q&A

<項目> ■定義関係 ■届出関係 ■排出施設関係 ■測定方法関係 ■自主的取組関係 ■その他

■定義関係

	質 問 (Q)	回 答 (A)
1	この法律では「揮発性有機化合物」とはどう定義されているのですか。	一般的な定義と同じく、炭素を含有する化合物(COやCO ₂ は除く)のことをいいます。
2	規制の対象となる物質はなんですか。	特に規制対象物質名を限定しておらず、大気中に排出、または飛散した状態で気体である有機化合物をVOCとして包括的に対象としています。
3	沸点の高い化合物についても、排出されるときは高温であるため気体となっている場合には「揮発性有機化合物」と解するのですか。	はい、そうです。
4	VOC対象物質のリストはありますか。	大気汚染防止法の施行についての通知に主な100物質のリストを掲載してあります。 (【関係資料集】P99 参照)
5	VOCから除かれる物質はなんですか。	浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの生成の原因とならない物質として、メタン等8種類の物質を定めています。

■排出施設関係

	質 問 (Q)	回 答 (A)
6	どの様な施設が対象となるのですか。	塗装関係、接着関係、印刷関係、化学製品製造関係、工業用洗浄及びVOCの貯蔵施設の6つの施設累計のうち、送排風機の能力、液面面積、貯蔵容量が一定規模以上の施設が規制対象となります。詳しくは【関係資料集】をご覧ください。
7	規制対象施設において、VOC排気量50トン／年以上とあるようですが、これは前年度の排出量で判断するのですか。	年間50トン以上というのは、規制対象施設の規模要件を設定するにあたり目安としたものです。したがって、対象施設の判断は、実際の使用量にかかわらず施設の種類に応じて送排風機の能力、液面面積、貯蔵容量により行います。
8	一つのフロアに施設が数台あります。この場合規模要件を判断するのは全ての施設の合計になるのですか。	それぞれの施設毎に規模要件を判断します。ただし構造的に一体となっている施設の場合は全体として1施設となります。
9	三層式の洗浄装置のように1つの施設で洗浄層が3つに分かれている場合はどのように規模要件を判断するのですか。	各層が一体的に使用されるものについては洗浄層の面積の合計で規模要件を判断します。
10	塗装ラインで、一つのブース内で中塗り、上塗り、クリアーとゾーンが分かれて連続する工程がある場合、施設はどのように規模要件を判断するのですか。	塗装施設は塗装ブース毎に1施設とみなす。規模要件の判断は、複数の排風機がある場合は、排風機の能力の合計で判断します。
11	熱源(電気を含む)のない乾燥施設であっても規制対象となるのですか。	熱源の有無にかかわらず、送風機又は排風機がある乾燥施設は規模要件以上のものであれば規制対象となります。
12	排出基準について、ppmをppmCに換算する方法を教えてください。(実際の例題で説明下さい)	ppmにその物質の炭素数を乗じて算出します。 (例トルエン 100ppm であれば炭素数7であるので 100×7=700ppmCとなります。)
13	既に溶剤の回収装置が設置されており、VOCの排出量はごくわずかであるが、規制の対象として届出が必要なのでしょうか。	処理装置の有無にかかわらず、規模要件以上の施設であれば届出の対象となります。
14	水性塗装のラインであるが規制の対象となるのですか。	水性塗装であっても溶剤としてアルコール等VOCを使用しているものであって一定規模以上の施設は対象となります。

■届出関係

	質 問 (Q)	回 答 (A)
15	既設の施設として取扱う「設置の工事に着手している」は具体的にはどのような段階をいうのですか。	従来のばい煙発生施設と同様、工事(据え付け工事を含む)を始めた段階で「着手した」と判断します。
16	VOCの届出はいつまでに行うのですか、又規制の猶予期間と規制開始は、いつから始まるのですか。	施設の届出及び測定義務は平成18年4月1日から開始され、30日以内に届出が必要となります。 既設の施設に係る排出基準の適用は平成22年3月31日まで猶予されます。

■測定方法関係

	質 問 (Q)	回 答 (A)
17	VOCの測定装置はFID及びNDIR、除外物質の測定装置はGC-FIDと記載されているが、GC-FIDでVOCを測定してよいのですか。	法令に基づく公式の測定法としては認められません。 GC-FIDは各成分毎に分離して各成分の濃度を測定するものですが、今回のVOC規制は、VOCを包括的に規制するものなので、分離させずに測定する必要があります。
18	数ヶ所の発生源を1本のダクトに集めて排気している場合の考え方を教えて下さい。	各々の施設から排出されるVOCの濃度により判断します。
19	複数の対象施設が1台の処理装置に接続されている場合、排出口濃度はどこで測定すればよいのですか。	当該施設のみを稼働させる場合は処理装置の出口側で測定します。 他の施設を停止することが出来ない場合、集合後に排出ガス処理装置が設置されている場合にあっては、集合前の濃度に、処理装置の処理効率を乗じることで判断可能です。

■自主的取組関係

	質 問 (Q)	回 答 (A)
20	規制の対象は屋内塗装設備と聞いていますが、屋外塗装に対する規制はどうなっているのですか。また屋外塗装に対し2010年以降の規制の見直しはありますか。	屋外塗装については法による規制はありませんが、今回のVOC規制では、法による規制と自主的取組を適切に組み合わせることにより効果的にVOCの排出を抑制していくこととしており、規模要件未達の施設や、対象とならない施設タイプの施設は、それぞれの最適な方法で自主的取組により排出抑制を行うことが必要です。 また、規制開始から5年後に法の施行状況を勘案し、必要に応じて制度の再検討及び見直しを行うこととしています。
21	法規制の設備に該当しないが、VOCの発生がある場合、どのように目標を設定し、削減計画をすすめるべきでしょうか。	自主的取組の促進方策については、現在揮発性有機化合物排出抑制専門委員会において検討を行っているところです。 また、自主的取組推進マニュアルの作成等も行っています。

■その他

	質 問 (Q)	回 答 (A)
22	規制に違反した場合の罰則はどうなっていますか。	届出義務違反については、三月以下の懲役又は30万円以下の罰金。 改善命令に違反した場合、一年以下の懲役又は100万円以下の罰金 などとなっています。